

○ 会社更生法施行令（平成十五年政令第二百一十一号）

改正案	現行
（取締役等の就任による変更の登記の嘱託書等の添付書面） 第四条 更生計画の定めにより取締役（更生会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。）である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会（同法第四百条第一項に規定する各委員会をいう。）の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人（以下この条において「取締役等」という。）が就任した場合において、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときは、その就任による変更の登記の嘱託書又は申請書には、商業登記法第五十四条第一項に規定する書面又は同条第二項第一号に掲げる書面の添付を要しない。 2 更生計画の定めにより取締役等が就任した場合において、当該更生計画が取締役等について法第七十三条第一項各号若しくは第二項第三号に規定する選任の方法又は同条第一項第二号から第四号まで若しくは第八号に規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。	（取締役等の就任による変更の登記の嘱託書等の添付書面） 第四条 更生計画の定めにより取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する委員会をいう。）の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人（以下この条において「取締役等」という。）が就任した場合において、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときは、その就任による変更の登記の嘱託書又は申請書には、商業登記法第五十四条第一項に規定する書面又は同条第二項第一号に掲げる書面の添付を要しない。 2 更生計画の定めにより取締役等が就任した場合において、当該更生計画が取締役等について法第七十三条第一項各号若しくは第二項第三号に規定する選任の方法又は同条第一項第二号、第三号若しくは第七号に規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(募集株式の発行による変更の登記の嘱託書等の添付書面)

第七条 更生計画の定めにより募集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この条において同じ。）の発行をしたときは、当該募集株式の発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、商業登記法第五十六条第三号から第五号までに掲げる書面の添付を要しない。この場合において、当該更生計画に法第百七十五条第二号に掲げる事項の定め（募集株式の払込金額の全部の払込みをしたものとみなすこととする旨の定めに限る。）があるときは、商業登記法第五十六条第二号に掲げる書面の添付をも要しない。

(新株予約権の発行による変更の登記の嘱託書等の添付書面)

第八条 更生計画の定めにより新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この条において同じ。）の発行をしたときは、当該新株予約権の発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、商業登記法第六十五条第三号に掲げる書面の添付を要しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書面の添付をも要しない。

- 一 当該更生計画に法第百七十六条第二号に掲げる事項の定め（募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。）の払込金額の全部の払込みをしたものとみなすこととする旨の定めに限る。）がある場合 商業登記法第六十五条第二号に掲げる書面

- 二 当該更生計画に法第百七十七条の二第二項の条項の定めがある

(募集株式の発行による変更の登記の嘱託書等の添付書面)

第七条 更生計画の定めにより募集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この条において同じ。）の発行をしたときは、当該募集株式の発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、商業登記法第五十六条第三号及び第四号に掲げる書面の添付を要しない。この場合において、当該更生計画に法第百七十五条第二号に掲げる事項の定め（募集株式の払込金額の全部の払込みをしたものとみなすこととする旨の定めに限る。）があるときは、商業登記法第五十六条第二号に掲げる書面の添付をも要しない。

(新株予約権の発行による変更の登記の嘱託書等の添付書面)

第八条 更生計画の定めにより新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この条において同じ。）の発行をした場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該新株予約権の発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、当該各号に定める書面の添付を要しない。

- 一 当該更生計画に法第百七十六条第二号に掲げる事項の定め（募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。）の払込金額の全部の払込みをしたものとみなすこととする旨の定めに限る。）がある場合 商業登記法第六十五条第二号に掲げる書面

- 二 当該更生計画に法第百七十七条の二第二項の条項の定めがある

場合 商業登記法第六十五条第一号及び第二号に掲げる書面

場合 商業登記法第六十五条各号に掲げる書面